

特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除について

東日本大震災復興特別区域法に基づき、国から認定を受けた「福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）」及び「いわき市復興推進計画（サンシャイン観光推進特区又は津波被災地復興商業特区）」による特定復興産業集積区域内において、いわき市から指定を受けた事業者が、令和8年3月31日までに施設又は設備を新增設により取得した場合、5年間課税免除を受けられます。

該当要件

いわき市の指定・認定を受け、以下の国税の特例対象となること。

- 事業用資産を取得した場合の特別償却・税額控除（東日本大震災復興特別区域法第37条）
- 研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除（同法第39条）
- 法人を新設した場合の法人税を実質5年間無税（同法第40条）

※課税免除の対象となる資産は、「指定事業者事業実施計画書」及び「復興推進事業に関する実施状況報告書」に記載された資産のうち、建物（新增設に限る）、対象建物の建設に着手した土地（取得日の翌日から1年以内）、償却資産（構築物、機械及び装置に限る。（同法第39条のみ開発研究用の工具、器具及び備品の一部も含む））となります。

申請期限

（提出書類のうち、①及び②については、申請期限内に提出してください。）

3月20日（期限厳守）

※休日の場合、翌開庁日が申請期限となります。

提出書類

（③から⑨については、申請期限後に別途提出の依頼をさせていただきます。）

- ① 固定資産税課税免除申請書（第1号様式）→該当事業年度ごとに提出
- ② 固定資産明細書（付表）
- ③ 指定書の写し
- ④ 指定事業者事業実施計画書の写し（変更届を行った場合は、変更届の写し及び変更後の計画書の写し）
- ⑤ 復興推進事業に関する実施状況報告書の写し
- ⑥ 認定書の写し
- ⑦ 該当事業年度の確定申告書の写し
→別表1、別表16、減価償却資産明細書、特別償却又は税額控除を行ったことが確認できる別表（特別償却の場合は「特別償却の付表」等、税額控除の場合は「別表6」等）
※特別償却又は税額控除を利用しない場合でも、別途「理由書」を提出することで課税免除の対象となります。
- ⑧ 事業所の案内パンフレット等（事業内容が確認できるもの）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

※継続分についても課税免除の申請は毎年（2～5年度目）必要です（一度決定になった資産でも自動的に課税免除が継続決定されるわけではありません）。なお、2年度目以降は①・②のみ提出となります。

※申請書等（①、②）については、いわき市ホームページ（<https://www.city.iwaki.lg.jp>）よりダウンロードするか、資産税課償却資産係にお問い合わせください。

【ダウンロード方法】

トップページ画面のキーワード検索にて「課税免除」と入力して検索→「固定資産税課税免除・不均一課税申請書」をクリック→ページ下段より①又は②を選択

課税免除決定までの流れ

【新規分】

固定資産税償却資産申告（1月31日まで） → 特区課税免除申請（3月20日まで）
→ その他必要書類の提出（7月頃：別途通知） → 課税免除決定（翌年2月予定）

【継続分】

固定資産税償却資産申告（1月31日まで） → 特区課税免除申請（3月20日まで）
→ 課税免除決定（7月予定）

お問い合わせ先・申請窓口

いわき市財政部資産税課 償却資産係 TEL：0246-22-7434